

令和 5 年 第10回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 10 月 10 日

柳川市農業委員会

第10回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月10日 午後2時00分～午後2時40分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 農業委員出席者 13名 欠席者 5名

議 題 議案第50号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

議案第53号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第54号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

4. 農地改良行為届出書について

5. あっせん申出書の取下願について

その他

農業委員

出席委員（13名）

2番 亀崎 忠治
6番 椛島 練二
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
13番 松藤 和彦
16番 園田 清美
19番 山田 善治

4番 吉丸 隆吉
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜

欠席委員（5名）

1番 高田 一利
12番 松藤 一利
18番 鐘ヶ江 ゆき子

5番 古賀 勝次
14番 島添 茂樹

推進委員

出席委員（15名）

藤吉利 広
椛島 一晴
古賀 宏義
米田 秀俊
平川 貴大
鶴田 信行
三浦 榮一
江口 克子

藤木 二三男
梅崎 直祝
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
原 壽利
吉開 健

欠席委員（4名）

龍 繁樹
野口 秀一

亀崎 壽満
浦 幸之助

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後 2 時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、お待たせいたしました。ただいまから第10回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしく願いいたします。

○議長（山田善治君）

本日の出席委員数13名、定足数であります。また、15名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第10回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和5年

第10回柳川市農業委員会総会議案

議案第50号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

議案第53号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第54号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について
4. 農地改良行為届出書について
5. あっせん申出書の取下願について

その他

令和5年10月10日提出

柳川市農業委員会会長 山田 善治

以上です。

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第50号から議案第54号までの5件と報告5件であります。

本日の議事録署名委員に、6番椛島練二委員、13番松藤和彦委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第50号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,386平米、外8筆、合計1万2,555平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,591平米、外2筆、合計1,799平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,419平米、外4筆、合計8,218平米。

自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,177平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積545平米。自作。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積77平米、外2筆、合計3,017平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,678平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積31平米、外2筆、合計2,508平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

続きまして、4ページを御覧ください。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積272平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積24平米、外1筆、合計330平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇から、〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請ですか。代金は、3筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は5筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号5番は、経営縮小する〇〇、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、10アールで〇〇円。

申請番号6番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買

を行うための申請です。代金は、10アールで〇〇円。

申請番号7番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、10アールで〇〇円。

申請番号8番は、経営合理化する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、10アールで〇〇円。

申請番号9番は、〇〇から、〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号10番は、〇〇から、〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号1番から10番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第50号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第50号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第51号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積497平米、外1筆、合計545平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅、通路。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積365平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積111平米、外1筆、合計3,676平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸中古車展示場及び貸駐車場。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、一般住宅及び通路建設のための申請です。

契約種類は売買。代金は、2筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、建設業資材置場設置のための申請です。

契約種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が貸中古車展示場及び貸駐車場建設のための申請です。

契約種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に隣接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と認定します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、三橋庁舎から300メートル以内にある農地のため第3種農地と認定します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第51号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第51号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第52号 農地法第5条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

議案第52号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので、承認方付議する。

申請番号1番、法律条文5条、農地の所在、〇〇、地目・畑。面積33平米、譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。適用、令和4年6月27日、第5条許可（売買）。目的としましては、広告看板用地。取消理由、必要性がなくなったため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第52号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成全員であります。よって、議案第52号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第53号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

議案第53号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,282平米、外1筆。申出人、〇〇。
理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,325平米。申出人、〇〇。理由、

経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,117平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,892平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,220平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は昭代地区、3番と4番は大和地区、5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。

議案第53号、申請番号1番と2番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号3番と4番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤 稔委員、申請番号5番は、推進委員の鶴田信行委員、原壽利委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第53号については、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第54号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

議案第54号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、まず初めに、A4サイズ1枚ものの、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和5年10月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田として。面積25,684平米、筆数15筆。売り手5名、買い手6名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積2,946平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年10月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、〇〇、外8件となっております。

続きまして、A4サイズ1枚、A3サイズ1枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の利用権設定関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和5年10月12日、1、利用権設定関係（存続期間変更）。こちらにつきましては、年数と筆数を読み上げてまいります。

変更後存続期間、年数10年、筆数1筆。変更後存続期間、年数11年、筆数7筆。

変更後存続期間、年数12年、筆数3筆。変更後存続期間、年数20年、筆数3筆となっております。

以上で、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、詳細につきましては、別紙のA3サイズのとおりとなっております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第54号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第54号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の9ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年9月1日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積846平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし。

外10件となっております。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地法第18条第6項の規定による通知書）

受理番号1番、受理月日、

令和5年9月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,503平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし。

外7件。

続きまして、

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地の使用貸借合意解約届出書）

受理番号1番、受理月日、令和5年9月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,102平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、利用権使用貸借に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和5年10月31日。

外2件となっております。

続きまして、12ページを御覧ください。

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年9月5日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積132平米。届出者、〇〇、耕作面積、1万4,426平米。備考、農業用倉庫。

受理番号2番、受理月日、令和5年9月11日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積721平米のうち87平米。同じ敷地内で地番532-1、地目・田、面積1,354平米のうち8平米。届出者、〇〇、耕作面積、2,075平米。備考、農業用倉庫。

続きまして、受理番号3番、受理月日、令和5年9月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,059平米のうち58.52平米。同じ敷地内で地番580-1、地目・田、面積496平米のうち28.8平米。届出者、〇〇、耕作面積、2,945平米。備考、農業用倉庫（転用面積の変更）122.40㎡→87.32㎡。

となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

報 告

4. 農地改良行為届出書について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年9月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積545平米。届出者、〇〇、施行完了後の営農計画、令和5年10月から作付け、予定作物、家庭用野菜。備考、盛土高30cm。

続きまして、

報 告

5. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年9月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,419平米、外1筆。願出人、〇〇。備考、令和4年11月12日付けで申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告を全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

2点連絡でございます。

1点目は、先ほどのあっせん委員に指名された委員さんの皆さんには、後ほど資料をお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、次回、11月の総会日時でございます。

11月10日金曜日になりますけれども、午後2時から、またこちらで開催しますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これをもちまして、令和5年第10回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時40分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年10月10日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会議録署名委員 椛 島 練 二

〃 松 藤 和 彦